

松山市ECモール進出応援補助金における中小企業者の範囲について

松山市ECモール進出応援補助金における中小企業者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

○下表の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

表

業種	要件
製造業，建設業，運輸業， その他（下記の業種を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

備考

この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。